

(YouTube 社宛書簡和文)

2006 年 12 月 4 日

YouTube 社
CEO Chad Hurley 様
CTO Steve Chen 様
YouTube, Inc.
1000 Cherry Avenue
Second Floor
San Bruno, CA 94066
USA

私たちは日本の映像作品における権利者および権利者を会員とする団体です。貴社が運営する映像投稿サイト「YouTube」に、大量の映像作品が権利者に無断でアップロードされ、著作権を侵害されております。私たちは、これに対処するため米国のデジタルミレニアム著作権法（DMCA）に基づく Notice and Takedown の手続きを行ってきましたが、その手続きのため莫大な時間と労力がかかっています。その後も多数の映像作品が違法にアップロードされており、私たちは、著作権侵害行為を排除するための Notice and Takedown の手続きが、大量の違法アップロードのためにうまく機能しなくなっている現状を大変憂慮しております。

貴社のサービスの現状に鑑みれば、私たちは、貴社には権利者からの Notice and Takedown の手続きを待つのではなく、違法なアップロードおよび配信による映像作品の著作権侵害行為を予防し、または回避する責任があると考えます。私たちは、貴社が現在の様々な技術や工夫により、著作権侵害行為を排除すると同時に、適正な権利者からの投稿作品であることを識別、表示できるなどの侵害予防のシステムを実現するよう要請いたします。

貴社が YouTube サイトにおける著作権侵害行為を予防する措置を講じるまでの間、私たちは貴社に対し、投稿者本人が著作権を有せず、権利者の許諾も得ないまま映像作品を違法にアップロードすることを排除するため、具体的に以下に例示するような暫定的な対策をとるよう要請します。

- 1 . YouTube サイトのトップページに、「投稿者本人が著作権を有せず、権利者の許諾も得ないまま映像作品を投稿またはアップロードする行為は違法であり、民事・刑事上の責任を問われる場合があること」を日本語で掲示すること。日本語表記については必要な協力を行う用意がある。
- 2 . 今後アップロードを行うユーザーに対しては、氏名・住所などを登録させ、

その情報を保持すること。

3. 私たちの求めに応じ貴社が本年 6 月以降に削除した映像作品をアップロードしたユーザーが以後投稿できないように、ユーザーアカウントを無効とすること。

本書簡に対して、2006 年 12 月 15 日までに回答をいただきますようお願いいたします。

回答は〒151-8540 渋谷区上原 3-6-12JASRAC ネットワーク課までお願いします。

本件へのご協力に感謝します。

以上

社団法人日本映画製作者連盟

事務局長 新坂 純一

社団法人日本映像ソフト協会（JVA）

管理部部長代理 酒井 信義

有限責任中間法人日本動画協会（AJA）

著作権委員長 青野 史郎

社団法人全日本テレビ番組製作社連盟（ATP）

事務局長 稲垣 健

日本放送協会（NHK）

ライツ・アーカイブスセンター（著作権・契約）部長 石井 亮平

社団法人日本民間放送連盟

デジタル推進部長 竹内 淳

日本テレビ放送網株式会社

コンプライアンス推進室 ライツ審査部長 笹尾 光

株式会社東京放送

編成制作本部担当局長 深尾 隆一

株式会社フジテレビジョン

編成制作局知財情報センター著作権部長 千葉 晋也

株式会社テレビ朝日

編成制作局ライツ推進部長 高橋 英夫

株式会社テレビ東京

編成局契約統括部長 池田 朋之

株式会社テレビ神奈川

ライツ事業部長 山下 泰愛
朝日放送株式会社
事業メディア局長 山本 良生
讀賣テレビ放送株式会社
考査・著作権部長 亀田 憲一
東海テレビ放送株式会社
編成局次長兼編成業務部長 長江 正
社団法人衛星放送協会
著作権部会長 近藤 正司
株式会社スペースシャワーネットワーク
コンテンツライツ室長 近藤 正司
放送大学学園
放送部企画管理課長 伊藤 嘉規
社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会（ACCS）
戦略法務室長代理 中川 文憲
実演家著作隣接権センター（CPRA）
運営委員会運営委員 松武 秀樹
社団法人日本レコード協会（RIAJ）
事務局長兼法務部部長 高杉 健二
ヤフー株式会社
法務部長 別所 直哉
社団法人日本音楽著作権協会（JASRAC）
送信部長 渡辺 聡
（以上 23 団体・事業者（順不同））